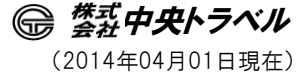


お客様へのご案内（海外旅行）

（この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。）



この度は、中央トラベルをご利用くださいましてありがとうございます。
 当社では、お客様のご希望によって旅行業務をお引き受けする場合、お申込金・旅行業務取扱料金等について、のご案内に記載された条件によってお引き受けいたします。また、のご案内に記載のない事項については当社旅行業約款によります。
 内容にご不明な点がございましたら、当社係員までおたずねください。

1. 手配旅行のお申込み

当社は、お客様のご希望に添ったご旅行の手配を承ります。その際、ご旅行のお申込金として旅行代金の20%相当額以上をお預かりいたします。お申込金は、旅行代金・取消料等お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。（旅行契約は、当社が申込金を受理したときに成立いたします。）

当社は、書面による特約をもって、お申込金の支払いを受けることなく、お申込みをお引き受けすることがあります。

2. 渡航手続代行契約のお申込み

当社は、お客様のご希望により5の表に定める渡航手続に関する代行業務を承ります。ご希望の方は、所定の申込書によりお申込みください。契約は、当社が申込書を受理し契約の締結を承諾したときに成立いたします。なお、本契約はお客様が旅券・査証等を取得できることや、関係国への出入国を許可されることを保証するものではありません。また、お申込みがない場合、出入国記録書の入手・作成、旅券の確認、査証の確認、旅券・査証の申請等の渡航手続は、お客様ご自身でおこなっていただくこととなりますので、予めご了承ください。
 お引き受けする場合は、5の表に定める料金を申し受けます。

3. 旅行相談契約のお申込み

当社は、お客様のご希望により、ご旅行日程の作成、ご旅行費用見積書の作成、運送・宿泊機関、観光施設などに関する旅行情報の提供などのご旅行相談を承ります。ご希望の方は、所定の申込書によりお申込みください。契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立いたします。お引き受けする場合は、6の表に定める料金を申し受けます。

4. 旅行業務取扱料金(手配旅行契約)

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成、必要な予約の手配、クーポン券類の発券・確認発券(お客様ご自身によるご予約を弊社の責任において確認し、クーポン券類を発券すること)、お客様のご都合による変更、取消しなどに対して、次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

運送・宿泊機関等や 地上手配の 複合手配の場合	手配に係る取扱料金	旅行費用総額の	21.6%以内
	変更手続料金	変更、取消しされたサービス提供機関に 係る旅行費用総額の	21.6%以内
	取消手続料金		

航空	日本発国際航空券の 予約・発券	手配に係る取扱料金	お1人様 1旅程につき	旅行費用総額の 21.6%以内	下限は5,400円
		変更手続料金・取消手続料金		契約時に 明示した料金	予約航空会社の定める運賃規則・利用規則等 も適用されます。
		未使用航空券の精算手続き		5,400円	
	海外発航空券の 予約・発行	手配に係る取扱料金	お1人様 1旅程につき	旅行費用総額の 21.6%以内	下限は5,400円
		変更手続料金・取消手続料金		5,400円	予約航空会社の定める運賃規則・利用規則等 も適用されます。
		未使用航空券の精算手続き			
緊急手配料金		お1人様 1旅程につき	契約時に 明示した料金		
ホテル 送迎、ガイド 現地発着ツアー等	手配に係る取扱料金		1手配につき	旅行費用総額の 21.6%以内	下限は3,240円
	変更手続料金 取消手続料金	予約の変更・取消手配			
			クーポン券類の切替え・再発行 未使用券類の精算	クーポン券類1枚につき	3,240円
鉄道	手配に係る取扱料金		1区間につき (1区間追加ごとに)	3,240円	利用鉄道会社の定める運賃規則・利用規則等 も適用されます。 運賃により払戻しできない場合があります。
	変更手続料金 取消手続料金	予約の変更・取消手配			
			バス・乗車券類の切替え・再発行 未使用券類の精算	バス・乗車券類 1枚につき	
バス・船舶・レストラン 現地入場券 その他のサービス	手配に係る取扱料金		1手配・1区間・ クーポン券類1枚につき	5,400円	
	変更手続料金 取消手続料金	予約の変更・取消手配		3,240円	入場券類の変更・払戻しはできません。
			クーポン券類の切替え・再発行 未使用券類の精算		
レンタカー	手配に係る取扱料金		1手配につき	3,240円	
	変更手続料金 取消手続料金	予約の変更・取消手配			
			クーポン券類の切替え・再発行 未使用券類の精算	クーポン券類1枚につき	
募集型企画旅行	変更手続料金	旅程の一部変更	1手配につき	10,800円	企画・実施する旅行会社の変更を認めた場合 に限ります。

5. 渡航手続料金(渡航手続代行契約)／各該当料金は、合算し申し受けます。

渡航手続に関するご案内、旅券・査証の有効性の確認		お1人様につき	3,240円		
旅券	(1) 旅券申請書の作成を代行するとき	お1人様につき	4,320円	旅券印紙代、証紙代は別途申し受けます。	
	(2) 代理申請をするとき		5,400円		
	(3) (1)と旅券の代理申請をするとき		8,640円		
査証等	(1) 査証の申請書作成または申請書作成と申請代行	お1人様・1国につき	契約時に明示した料金	●当該国へ支払う査証料・審査料及び特定の 手続代行業者に委託しなければならないときの 委託料は別途申し受けます。 ●特別な手続きを必要とする国の査証手続き の場合は、1国につき5,400円を加算して申し 受けます。	
	(2) アメリカESTAの登録と確認証の発行、登録内容の確 認と修正	お1人様・1回につき	4,320円		
	(3) オーストラリアETASの登録と確認証の発行、登録内容 の確認と修正、再発行	お1人様・1回につき	4,320円		
	(4) 査証免除となる場合の関係書類の作成	お1人様・1国につき	4,320円		
	(5) 査証要否の確認書面の作成	お1人様・1国につき	5,400円		
	(6) 上記以外の書類作成代行、代理申請・受領、その他 の手続		契約時に明示した料金		必要な場合は別途実費を申し受けます。
	(7) 上記の緊急手続	お1人様・1件につき	10,800円		当該国が緊急申請を認める場合に限り ます。
	(8) 旅行契約を伴わない上記の手続	お1人様・1国につき	16,200円増		当社が当該渡航手続代行契約の締結を承諾 したときに限り ます。
出入国記録等	出入国記録カード・税関申告書等の入手・作成	お1人様につき	5,400円		

6. 旅行相談料金(旅行相談契約)

相談料金	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで) 以降30分ごと	5,400円 3,240円	●これらの料金は旅行契約を締結されない場 合、旅行契約を解除される場合、旅行相談契 約を解除される場合でも申し受けます。 ●お客様の依頼による出張相談の場合、上記 (1)から(4)までの料金を5,400円を加算して申 し受けます。また、交通費がかかる場合は別途 実費を申し受けます。
	(2) 旅行の計画、旅行日程表の作成	1件につき	5,400円	
	(3) 旅行に必要な費用の見積り、見積書の作成	1件につき	5,400円	
	(4) 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき	4,320円	

7. 空港等への送迎サービス料金

空港等への送迎サービス	(1) 広島空港・広島駅・広島港	派遣した社員等 1名につき	10,800円	派遣した社員等の交通費・宿泊費等の必要経 費は別途申し受けます。
	(2) (1)以外の日本国内での空港等		16,200円	
	(3) (1)(2)を夜10時から午前5時までの間、日曜日、祝 祭日、年末年始等におこなうとき		5,400円増	

8. 添乗サービス料金／お客様からのご依頼で添乗員を同行させるときは、次の金額を申し受けます。

添乗サービス料金	1名1日につき	64,800円	添乗員の交通費・宿泊費、その他添乗員が同 行するために必要な経費を別途申し受けます。
----------	---------	---------	---

9. 通信連絡料金／お客様の依頼により、現地への連絡を行った場合

通信連絡料金	1件につき	3,240円	郵便・電話料等の通信実費は別途申し受けます。
--------	-------	--------	------------------------

(注1) 記載の各種料金は、全て税込みで表示いたしております。

(注2) 予約の変更、及び、取消に対しては、航空会社・ホテル等の各旅行サービス提供機関、代売会社、外国旅行会社、ツアーオペレーター等の定める取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、またはこれから支払う費用は、別途申し受けます。

(注3) 旅行契約成立後、お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン券類又は日程表・見積書等をお引き渡す前・後にかかわらず、弊社が当該旅行の手配の一部または全部を終了しているときには、これに係る旅行業務取扱料金を申し受けます。

(注4) 変更・取消のお申し出は、弊社の営業時間内にご連絡をいただき、弊社がお引き受けした場合に有効といたします。(弊社の営業時間外にFAX等でご連絡いただいた場合は、翌営業日の営業開始時間に申し出があったものとさせていただきます。)

(注5) 手配に係る取扱料金、及び、変更手続料金は、当該手配を取消される場合においても払い戻しいたしません。

(注6) 「旅行費用」とは、運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

(注7) 「1手配」とは、同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1手配」と数えます。手配日、利用日、利用施設、利用区間、利用運送機関等が異なる場合はそれぞれ「1手配」と数えます。

(注8) 払い戻しは、場合によりお引き受けできない場合があります。

(注9) 通信連絡に関する実費(電話料・通信費・送料等)、同行案内・代理申請・受領の交通実費の交通実費、書類作成のための翻訳料は別途申し受けます。